

| 人數 | 数 |
|------|-------|
| 一人 | 百五十三 |
| 二人 | 二百一 |
| 三人 | 二百二十三 |
| 四人以上 | 二百四十五 |

(2) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当时七歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

(3) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当时六歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

(4) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当时五歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

(5) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当时四歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

(6) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当时三歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

(7) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当时二歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

(8) 生計維持関係遺族に犯罪行為が行われた当时一歳未満であつた者が含まれている場合には、当該者の人数に応じ、(1)の表に定める数

二 前号に掲げる場合以外の場合 千

前項第一号の「生計維持関係遺族」とは、犯罪行為が行われた当时、犯罪被害者の収入によつて生計を維持しており、かつ、次の各号のいずれかに該当していた遺族をいう。

一 妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情についた者を含む。）

二 六十歳以上の夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情についた者を含む。第五号において同じ。）、父母又は祖父母

三 十八歳未満の子又は孫
四 十八歳未満又は六十歳以上の兄弟姉妹
五 前三号に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、国家公安委員会規則で定める障害の状態にあるもの

(法第九条第一項の政令で定める期間)
第七条 法第九条第二項の政令で定める期間は、三年とする。

父母又は兄弟姉妹で、國家公安委員会規則で定める障害の状態にあるもの

(法第九条第二項の政令で定める額)

第八条 法第九条第三項の政令で定めるところにより算定した額は、給付期間において当該犯罪被害者が受けた療養のうち現に次条に掲げる法

律の規定による療養に関する給付の対象となつたもののそれぞれについて健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例（現に同条第六号

又は第七号に掲げる法律の規定による療養に関する給付の対象となつたものについては、それ

ぞれ当該法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例（現に同条第六号

又は第七号に掲げる法律の規定による療養に要する費用の額を超える場合にあつては、当該現に要した費用の額を合算した額とする。

二 前号に掲げる場合以外の場合であつて、前

項の規定により算定した額が犯罪行為が行わ

れた時における犯罪被害者の年齢に応じて別

年の年齢が二十歳未満である場合 三千二百円

三 满たないとき 当該最高額又は最低額

表第三に定める最高額を超えて又は最低額に

なるべきものに限る。）のそれぞれに現に要し

た費用の額（当該療養のための入院が特定入院

に該当する場合における最終月（給付期間の末

日の属する月をいう。次項において同じ。）の

当該特定入院に係る療養については、次項第二

号の規定の例により算出した額）を合算した額と

する。ただし、一月当たり八万円（当該療

養のあつた月以前の十二月以内に、この項に定

められる月（当該療養のあつた月を除く。）が

三以上ある場合には、当該療養のあつた月に

ついては、四万四千四百円）を超えること

ができない。

二 前条に規定する場合における法第九条第二項

の政令で定める額は、第一号に規定する額に第

二号に規定する額を加えて得た額とする。

三 前項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を

障害給付基礎額とする。

四 犯罪被害者の身体上の障害の程度が障害等

級の第一級から第三級までのいずれかに該當

する場合において、次のイ又はロのいずれかに該当するとき 当該イ又はロに定める額

額とする。

五 前項の規定にかかるらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額を

障害給付基礎額とする。

六 犯罪被害者が受けた月の収入の八十乗じて得た額

額とする。

七 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が二十五歳未満である場合 七千

六百円

八 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が二十歳未満である場合 五千九

百円

九 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が三十歳未満である場合 五千九

百円

十 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が四十歳未満である場合 五千九

百円

十一 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が五十歳未満である場合 五千九

百円

十二 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が六十歳未満である場合 五千九

百円

十三 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が七十歳未満である場合 五千九

百円

十四 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が八十歳未満である場合 五千九

百円

十五 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が九十歳未満である場合 五千九

百円

十六 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百歳未満である場合 五千九

百円

十七 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百二十歳未満である場合 五千九

百円

十八 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百三十歳未満である場合 五千九

百円

十九 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百四十歳未満である場合 五千九

百円

二十 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百五十歳未満である場合 五千九

百円

二十一 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百六十歳未満である場合 五千九

百円

二十二 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百七十歳未満である場合 五千九

百円

二十三 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百八十歳未満である場合 五千九

百円

二十四 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百九十歳未満である場合 五千九

百円

二十五 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百二十歳未満である場合 五千九

百円

二十六 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百三十歳未満である場合 五千九

百円

二十七 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百四十歳未満である場合 五千九

百円

二十八 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百五十歳未満である場合 五千九

百円

二十九 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百六十歳未満である場合 五千九

百円

三十 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百七十歳未満である場合 五千九

百円

三十一 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百八十歳未満である場合 五千九

百円

三十二 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百三十歳未満である場合 五千九

百円

三十三 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百四十歳未満である場合 五千九

百円

三十四 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百五十歳未満である場合 五千九

百円

三十五 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百六十歳未満である場合 五千九

百円

三十六 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百七十歳未満である場合 五千九

百円

三十七 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百八十歳未満である場合 五千九

百円

三十八 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百三十歳未満である場合 五千九

百円

三十九 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百四十歳未満である場合 五千九

百円

四十 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百五十歳未満である場合 五千九

百円

四十一 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百六十歳未満である場合 五千九

百円

四十二 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百七十歳未満である場合 五千九

百円

四十三 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百八十歳未満である場合 五千九

百円

四十四 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百三十歳未満である場合 五千九

百円

四十五 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百四十歳未満である場合 五千九

百円

四十六 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百五十歳未満である場合 五千九

百円

四十七 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百六十歳未満である場合 五千九

百円

四十八 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百七十歳未満である場合 五千九

百円

四十九 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百八十歳未満である場合 五千九

百円

五十 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百三十歳未満である場合 五千九

百円

五十一 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百四十歳未満である場合 五千九

百円

五十二 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百五十歳未満である場合 五千九

百円

五十三 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百六十歳未満である場合 五千九

百円

五十四 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百七十歳未満である場合 五千九

百円

五十五 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百八十歳未満である場合 五千九

百円

五十六 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百三十歳未満である場合 五千九

百円

五十七 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百四十歳未満である場合 五千九

百円

五十八 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百五十歳未満である場合 五千九

百円

五十九 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百六十歳未満である場合 五千九

百円

六十 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百七十歳未満である場合 五千九

百円

六十一 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百八十歳未満である場合 五千九

百円

六十二 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百三十歳未満である場合 五千九

百円

六十三 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百四十歳未満である場合 五千九

百円

六十四 犯罪行為が行われた時における犯罪被害

者の年齢が一百五十歳未満である場合 五千九

百円

六十五 犯罪行為が行われた時

2 (経過措置) 改正後の第一条、第六条、第十条第一項及び第十二条の規定は、平成十八年四月一日以後に行われた犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害者等給付金について適用し、同日前に終わった犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害者等給付金については、なお従前の例による。

附 則 (平成一八年五月八日政令第一九三号)

この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行の日（平成十八年五月二十四日）から施行する。

附 則 (平成一八年八月一八日政令第二七一号)

(施行期日等)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成十八年四月一日以後に行われた犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金について適用する。

(経過措置)

平成十八年四月一日前に終わった犯罪行為による障害に係る仮給付金及び障害給付金については、なお従前の例による。

前項に規定するものほか、この政令の施行に伴い必要な経過措置は、国家公安委員会規則で定める。

附 則 (平成一八年八月三〇日政令第二八六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年十月一日から施行する。

(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 施行日前に行われた療養については、第十五条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第十条第一項ただし書の規定にかかるらず、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年五月二十五日政令第一六八号)

(施行期日)

1 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年六月一日）から施行する。

(犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行の日前に発生した死亡又は障害（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律

(経過措置)
改正後の第一条、第六条、第十条第一項及び
第十二条の規定は、平成十八年四月一日以後に
行われた犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害
者等給付金について適用し、同日前に終わった
犯罪行為による重傷病に係る犯罪被害者等給付
金については、なお従前の例による。

の一部を改正する法律附則第十四条の規定による廃止前の刑事施設二於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(明治四十一年法律第二十八号)第一条に規定する被収容者の死亡又は障害に限る。)を原因とする犯罪被害者等給付金については、第八条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成二十一年三月三一日政令第一二六号)抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年五月二日政令第一一〇号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第一条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第五条、第六条、第十四条、第十五条、別表第一、別表第二、別表第四及び別表第五の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡又は障害については、なお従前の例による。

附 則 (平成二七年三月二十五日政令第九三号)

(施行期日)

1 この政令は、少年院法の施行の日(平成二十七年六月一日)から施行する。

(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行の日前に発生した死亡又は障害を原因とする犯罪被害者等給付金については、第四条の規定による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年三月三十日政令第九四号)

(施行期日)

1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

| | | | | | | |
|-----|---|-----------------|---------------------|------------------|---------------------------|---|
| | | | | | | |
| 歳未満 | 三十歳以上三十五 歳未満 | 二十五歳以上三十 歳未満 | 被害者の年齢 | 犯罪行為が行われた時における犯罪 | 別表第一（第五条関係） | 附則（令和六年六月一四日政令第二〇七号） |
| 円 | 八、六〇〇 | 六、九〇〇 | 六、九〇〇 | 最高額 | （施行期日） | 第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。 |
| ○円 | 七、〇〇 | 六、六〇 | 六、六〇 | 最低額 | （経過措置） | （犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令第六条第一項、第七条第一項及び第十六条の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。 |
| 2 | 改正後の第五条、第十二条、第十四条、別表第一から別表第三まで及び別表第五の規定は、この政令の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡、重傷病又は障害について適用し、同日前に終わった犯罪行為による死亡、重傷病又は障害については、なお従前の例による。 | 別表第一（第五条関係） | 附則（令和五年四月七月政令第一六三号） | （施行期日） | 第一条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。 | （犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置） |

| 三十五歳以上四十歳 | | 四十歳以上四十五歳 | | 歳未満 | | 三十五歳以上五十歳 | | 五十歳以上五十五歳 | | 歳未満 | | 四十五歳以上六十歳 | | 六十歳以上 | | 六十五歳以上六十歳 | | 歳未満 | | 四十五歳以上五十歳 | | 四十歳以上四十五歳 | | 歳未満 | | |
|--------------|------|-----------|------|-------|------|------------|-----------|-----------|------|-------|------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最高額 | 六、八〇 | 五、九〇 | 四、七〇 | 三、八〇 | 三、八〇 | 二十一歳以上三十五歳 | 二十歳以上三十五歳 | 三十歳以上三十五歳 | 未満 | 未満 | 未満 | 三十歳以上三十五歳 | 二十二歳以上三十五歳 | 二十歳以上三十五歳 | 十九歳以上三十五歳 | 十八歳以上三十五歳 | 十七歳以上三十五歳 | 十六歳以上三十五歳 | 十五歳以上三十五歳 | 十四歳以上三十五歳 | 十三歳以上三十五歳 | 十二歳以上三十五歳 | 十一歳以上三十五歳 | 十歳以上三十五歳 | 九歳以上三十五歳 | 八歳以上三十五歳 |
| 最低額 | 六、八〇 | 三、七〇 | 三、六〇 | 三、二〇 | 三、二〇 | 三、二〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | 三、一〇 | |
| 別表第三（第十二条関係） | 円 | 八、〇〇〇 | 〇円 | 一一、五〇 | 〇円 | 一一、六〇 | 〇円 | 一〇、八〇 | 円 | 九、九〇〇 | 円 | 八、六〇〇 | 円 | 六、九〇〇 | 円 | 六、四〇〇 | 円 | 六、四〇〇 | 円 | 六、四〇〇 | 円 | 六、四〇〇 | 円 | 七、六〇〇 | 円 | 八、九〇〇 |
| 別表第二（第五条関係） | 円 | 八、〇〇〇 | 〇円 | 一一、五〇 | 〇円 | 一二、一〇 | 〇円 | 一〇、八〇 | 円 | 九、九〇〇 | 円 | 八、六〇〇 | 円 | 六、九〇〇 | 円 | 六、四〇〇 | 円 | 六、四〇〇 | 円 | 六、四〇〇 | 円 | 六、四〇〇 | 円 | 七、六〇〇 | 円 | 八、九〇〇 |

